

すると、その後、裁判や法的な争いなど面倒なことに巻き込まれるのではないかと思う」「専門機関に通告することによって、通告した園や保育者名が親に知られるのではないかと思う」の3項目からなる。これらは通告したことによって生じる不利益を予期した不安を表していると考えられるため、通告後の予期不安因子と命名した。第3因子は、「専門機関に相談しても、それほど当てにはできないと思う」「専門機関に相談しても、最後まできちんと対応してくれないのではないかと思う」「専門機関に相談すると、園や保育士の不安はかなり軽くなると思う(-)」の3項目からなる。これは専門機関の専門性に関する疑いを表していると考えられるため専門性不安因子と命名した。最後に、第4因子は、「専門機関に通告しても、児童養護施設がいっぱいなので保育園で対応してくださいと言われるのではないかと思う。」「専門機関に通告しても、「そのようなケースは保育園で対応してください」と言われそうだ。」「専門機関に通告後、施設に保護された子どもは、ずっと施設で暮らさなくてはならなくなると思う。」の3項目からなる。通告しても子どもや家族に変化がない、あるいは逆に子どもに辛い思いをいさせることになるという予期不安を示していると考えられるため、通告後の予期不全感因子と命名した。

各因子の $\alpha$ 係数、因子間相関、評定平均値および標準偏差を表7に示している。 $\alpha$ 係数は、第4因子が.63と尺度としての信頼性にやや問題がある**と思われたが許容範囲としてこれ以降の分析に利用した**。また評定平均値をみると、2.55~3.01の範囲を示しており、通告や専門機関に対する不安はそれほど高くはないと考えられた。

## 6. 園の児童虐待対応体制

児童虐待問題に対する園全体の対応体制を表した14項目に対して、因子分析を行ったが、予想される因子構造が得られなかった。そのため当初、想定していた問題毎に尺度の $\alpha$ 係数を求めその評定平均値を尺度得点とした。

表8に尺度内容と $\alpha$ 係数、評定平均値および標

準偏差を示した。各尺度の $\alpha$ 係数は問題ない。虐待の発見体制の評定平均値は3.32、通告の体制のそれは2.70と発見体制に比してやや低いと認知されている。

## 7. 園内の対応体制

児童虐待問題以外の問題に対する園の対応体制を表した22項目に対して、因子分析を行ったが、予想される因子構造が得られなかった。そのため当初、想定していた問題毎に尺度の $\alpha$ 係数を求めその評定平均値を尺度得点とした。

表9に尺度内容と $\alpha$ 係数、評定平均値および標準偏差を示した。各尺度の $\alpha$ 係数をみると、「保育者による体罰防止」尺度の $\alpha$ 係数が.64と尺度としてはやや信頼性に問題がある可能性もあるが許容範囲と考え分析に利用した。評定平均値は、3.23~3.61に分布し、ほぼ中央値に近く、対応体制があるとは明確には言えないというレベルを示していた。

## 8. 通告率に影響する要因

通告率に影響する要因を検討するために、虐待を疑い一人でも通告した保育士52名と虐待を疑いながら通告しなかった経験を持つ保育士103名の計155名を対象にして、通告率を目的変数、児童虐待防止の理念に関する知識、通告の手続きや保育士の権限に対する知識、虐待と判断する傾向、通告に対する不安や専門機関に対する態度、園での児童虐待対応体制、虐待以外の問題に対する園の対応体制を説明変数とする重回帰分析を実施した。変数の投入方法はステップワイズ法を用いた。分析の結果、専門機関の専門性に対する不安、児童虐待に対する園全体の対応体制のひとつである通告体制、そして通告の手続きに対する知識の3変数が有意に通告率に影響していた( $F_{(3,150)} = 6.51, p < .001, R^2 = .12$ )。専門機関に対する専門性不安因子は通告率を抑制し( $\beta = -.19, p < .05$ )、通告体制と手続きに関する知識は通告を強める方向で影響していた(通告体制:  $\beta = .20$ , 手続きにかする知識:  $\beta = .16$ , ともに  $p < .05$ )。

この結果から、専門機関の専門性に対する不安

を解消し、通告の手続きに関する知識を強めるような研修教育を行うこと、そして園内での通告体制を整備・確立するような取り組みが、保育士による被虐待児の通告を促し、潜在化する児童虐待被害の予防することになると示唆されるだろう。

### 本研究のまとめ

- (1)被虐待児がいないと回答した保育士の割合は49.8%、虐待を疑い一人でも通告した保育士の割合は12.8%、虐待を疑いながらまったく通告しなかった保育士は25.3%だった(無回答12.5%)。通告率(LRP: lifetime reporting proportion 通告数÷虐待を疑った子ども数)は、0.24であり、King, et al.(1998)での0.69を下回っていた。
- (2)虐待関連の法律や指針に関する理解テスト15項目の平均正答率は79.9%だった。「保育園や学校において、虐待を受けている子どもを早期に発見し適切な対応をすることは大切な本務の一つである」などのような法や職務の理念を問う項目の正答率は81.5%~99.5%と非常に高い値を示していた。しかし、具体的な通告義務の内容や法令を問う「虐待ではないかという疑いのレベルであれば、保育者は専門機関へ通告する義務はない」の正答率は77.5%、「保育園の職員は、虐待が疑われる場合、子どもの家庭を訪問し家族から事情をきく必要がある」のそれは60.9%、「専門機関に通告するためには、園内で必ず会議(ケース会議、職員会議)で話し合っておかなければならない」の正答率は16.5%と保育士の職務を逸脱する面や、個人に課せられた通告義務を狭くとらえて誤解している面も伺えた。
- (3)虐待の通告率に影響を与えた要因は、専門機関に対する専門性不安因子( $\beta = -.19, p < .05$ )、通告体制( $\beta = .20, p < .05$ )、虐待関連の法律の手続きに関する知識( $\beta = .16, p < .05$ )だった。

### 引用文献

笠原正洋・加藤和生。(2005)。保育園の保育士は潜在する被虐待児を発見し通告できているのだろうか? 「潜在的児童虐待被害」

の実態解明とそれが心に及ぼす影響に関する理論的・実証的研究(平成13-15年度科学研究費補助金基盤研究(B)(2))研究成果報告書, 121-128。

笠原正洋・加藤和生。(2004)。親による園児虐待への対応に対する保育士の抱える不安と園の対策の実態。中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要, 36, 33-42。

加藤和生・笠原正洋・後藤晶子・小林美緒・岡嶋美代・中尾達馬・小田部貴子・丹羽空・大黒剛。(2005)。専門性の異なる職種における子どもへの虐待的行為の認知の比較。「潜在的児童虐待被害」の実態解明とそれが心に及ぼす影響に関する理論的・実証的研究(平成13-15年度科学研究費補助金基盤研究(B)(2))研究成果報告書, 87-117。

King, G., Reece, R., Bendel, R., & Patel, V. (1998). The effects of sociodemographic variables, training, and attitudes on the lifetime reporting practices of mandated reporters. *Child Maltreatment*, 3, 276-283.

Sundell, K. (1997). Child-care personnel's failure to report child maltreatment: Some Swedish evidence. *Child Abuse & Neglect*, 21, 93-105.

表1. 回答者の特徴

分析対象者	407		
性別	女性: 395	男性: 7	
	無回答: 5		
年齢分布	20～22歳: 24	23～25歳: 54	
	26～30歳: 104	30～40歳: 97	
	40歳以上: 126	無回答: 2	
雇用状態	正規: 367	常勤: 32	
	非常勤: 5	無回答: 3	
平均経験年数	12年9ヶ月		

表2. 保育形態別に見た担当クラス年齢別の人数、担当児数、担当職員数

保育形態	クラス	回答者数	担当児数	担当職員数	非常勤職員(内数)
横割保育 (年齢別保育)	0歳児:	66	14.7	4.4	2
	1歳児:	54	18.8	3.5	1.4
	2歳児:	70	22.8	3.3	1
	3歳児:	68	22.9	1.8	0.5
	4歳児:	62	23.3	1.6	0.7
	5歳児:	42	23.6	1.4	0.4
	フリー:	4			
縦割保育 (異年齢交流保育)	0～3歳児:	19	18.1	3.9	1.8
	3～5歳児:	16	26.3	1.8	0.8
	無回答:	6			
計		407			

表3. 勤務園の特徴

園児定員	45～60名:	36	60～90名:	102	90～120:	109
	120～150名:	92	150～200名:	44	200名以上:	17
	無回答:	7				
職員数	正規:	11.5	常勤:	6.3	非常勤:	5
設置主体	市町村:	80	社会福祉法人:	308	学校法人:	0
	社団法人:	5	宗教法人:	1	企業・病院:	0
	財団法人:	5	無回答:	8		

表4. 被虐待担当経験事例数(a), 通告事例数(b)および通告率(a/b)

被虐待疑い事例数	1	2	3	4	5	6	-	10	事例計
回答者数(a)	86	48	12	2	5	1		1	267
通告した保育者数(b)	42	10	1	0	0	0		0	65
通告率(a/b)	.49	.21	.08	0	0	0		0	.24

表5. 虐待関連の法律、指針に関する理解度【6】

項目内容	正答	正答率	
1 虐待ではないかという疑いのレベルであれば、保育者は専門機関へ通告する義務はない	×	77.50	法・手続き
2 保育園の職員は、虐待が疑われる場合、子どもの家庭を訪問し家族から事情をきく必要がある	×	60.90	法・手続き
3 保育士が、虐待の疑われる子どもを専門機関に通告する場合、プライバシー保護や守秘義務の違反にはあたらない	○	84.46	法・手続き
5 保育士や学校教諭は、児童虐待を防止するために、子どもの生活や環境状況を把握したり、子どもの保健や福祉に関するサービスについて情報提供や援助・指導が必要な場合には、児童委員に相談することができる	○	97.49	法・手続き
7 虐待を加える人が、婚姻関係になく同居している大人であっても、子どもに対する虐待があるならば通告しなければならない	○	99.50	法・手続き
14 専門機関に通告するためには、園内で必ず会議(ケース会議、職員会議)で話し合っておかなければならない	×	16.54	法・手続き
8 児童虐待防止法の児童虐待の定義には、「心理的虐待」として「児童が同居する家庭における配偶者への暴力」が含まれている	○	87.09	理念・知識
9 児童虐待防止法によって挙げられている児童虐待は、身体的虐待、性的虐待、育児放棄(ネグレクト)、心理的虐待の4種類である	○	94.24	理念・知識
10 保育園は、親や子どもに対して虐待について教育したり、適切な子育ての仕方を教えるなど、広く虐待を予防する役割を果たさなければならない	○	81.50	理念・知識
11 虐待の疑いのある子どもを早期発見したり、その子どもや家族に対応していくことは、保育士や学校教諭が行うべき活動の領域を越えるものであり、保育士や学校教諭は家庭の問題に立ち入るべきではない	×	92.57	理念・知識
12 子どもを虐待した者が親権者(親)である場合には、仮に虐待的な行為であったとしても、それがしつけや教育のために行われたこともあるので、その親は刑法上の罪に問われることはない	×	93.48	理念・知識
13 保育園や学校において、虐待を受けている子どもを早期に発見し適切な対応をすることは「保育」や「教育」の中の大切な本務の一つである	○	98.51	理念・知識
	正答率	全体	81.98
		法・手続き	72.73
		理念・知識	91.23

表6. 虐待項目に関する虐待認識平均値 (range 0-4)

項目内容	回答者数					虐待認識 評定平均	標準偏差
	0	1	2	3	4		
1 子どものことで怒った時、急にだまりこみ、その子どもを完全に無視する。	8	83	220	77	15	2.02	.79
2 子どもが落ち込んでいるときでも、声をかけたり、なぐさめたり、話を聞いた りしない。	5	32	270	80	13	2.16	.66
3 子どもが劣等感を感じるようなことをわざと言う(例えば、「お前はバカだ」 「どうしようもない子だねえ」など)。	5	26	185	144	44	2.49	.82
4 平手でたたく。	9	107	113	114	62	2.28	1.08
5 先が平たくなっているものでたたく(例えば、ものさし、布団たたき、ほうきな ど)。	1	39	112	132	120	2.82	.98
6 こぶしで殴る。	2	18	66	104	212	3.26	.92
7 子どもが小さくても、家の中に一日中ひとりぼっちで置き去りにする。	0	4	72	140	191	3.27	.78
8 子どもが小さくても、衛生面に気を配らない(例えば、そうじ・洗濯をしない、 風呂に入れてくれない、など)。	0	4	88	181	132	3.09	.76
9 子どもが小さくても、(養育者は)何か用事をしているあいだ中、その子を車 の中にほったらかしにして置く。	0	3	78	123	199	3.29	.80
10 性的なテレビ番組やビデオを見ているのを注意してやめさせるのではな く、むしろ一緒に見る。	2	24	124	156	94	2.79	.89
11 ポルノ雑誌・ビデオや実際の性行為を見せる。	1	2	47	115	240	3.46	.74
12 性的にいやらしい話をわざと聞かせる。	0	2	75	162	166	3.21	.76
13 子どもに、「(養育者たちが)またひどいロゲンカを始めるのではないかと 心配させるようなことをする。	0	18	219	129	36	2.46	.72
14 子どもに、「(養育者たちは)仲が悪く、別れてしまうのではないかと心配さ せるようなことをする。	0	17	182	152	49	2.58	.76
15 子どもが見ている前でも(養育者たちは)平気で殴り合いのケンカをする。	0	8	99	156	142	3.07	.82

0:しつけ(の範囲内)である 1:どちらかというとしつけ 2:どちらかという軽度の虐待 3:中度の虐待 4:重度の虐待

表7. 通告に対する不安や虐待の通告先である専門機関に対する態度項目の因子分析結果

項目内容	F1	F2	F3	F4	
<b>I. 反応性不安 (<math>\alpha=.91</math>)</b>					
3 たゞ保育経験が浅くても、保育士が専門機関に通告した場合、専門機関はきちんと対応してくれると思う(-)	.864				
2 専門機関は、園や保育士からの通告に対して、どんなことでも相談にのってくれると思う(-)	.858				
1 虐待の通告先である児童相談所を代表とする専門機関は、保育士からの通告に対して、親身になって聴いてくれると思う(-)	.851				
4 専門機関は、園や保育士の事情を察してくれて、こちらの困っていることをよくわかってくれると思う(-)	.849				
6 園や保育士の立場になって、被虐待児やその親への対応を教えてくださいと思う(-)	.629				
5 専門機関は、必要ならば、いつでも園に来て、直接、子どもをみてくれると思う(-)	.609				
<b>II. 通告後の予期不安 (<math>\alpha=.77</math>)</b>					
13 子どもを専門機関に通告した後、それを知った親が園にかなり強いクレームを言ってくるのではないかと思います		.917			
14 専門機関に通告すると、その後に、裁判や法的な争いなど面倒なことに巻き込まれるのではないかと思います		.695			
12 専門機関に通告することによって、通告した園や保育者名が親に知られるのではないかと思います		.527			
<b>III. 専門性不安 (<math>\alpha=.74</math>)</b>					
10 専門機関に相談しても、それほど当てにはできないと思う			.963		
11 専門機関に相談しても、最後まできちんと対応してくれないのではないかと思います			.543		
9 専門機関に相談すると、園や保育士の不安はかなり軽くなると思う(-)			.500		
<b>IV. 通告後の予期不全感 (<math>\alpha=.63</math>)</b>					
18 専門機関に通告しても、児童養護施設がいっぱいなので保育園で対応して欲しいと言われるのではないかと思います。				.819	
16 専門機関に通告しても、「そのようなケースは保育園で対応してください」と言われそう。				.469	
19 専門機関に通告後、施設に保護された子どもは、ずっと施設で暮らさなくてはならなくなると思う。				.424	
	因子相関行列	F2	.208		
		F3	.607	.284	
		F4	.482	.429	.472
	評定平均	2.55	3.01	2.70	2.58
	標準偏差	0.63	0.69	0.64	0.54

削除された項目は以下の4項目だった。

7 専門機関は、身近な存在だと感じている。8 専門機関は、常に私たちの味方になってくれると思う。15 専門機関に通告し、専門家からの質問にこたえられない時、専門家からきつい指導を受けるのではないかと思います。17 専門機関に通告後、子どもが保護された場合、子どもが親と離ればなれになり不憫(ふびん)でかわいそうに思う。

表8. 保育者が認知する園全体の虐待対応の体制

項目内容	評定平均値	標準偏差
<b>I. 虐待の発見(<math>\alpha=.77</math>)</b>	3.32	.67
1 保育士全員が、どの家庭の子どもにも児童虐待は起こりうるという危機意識をもって子どもの状態をチェックしている		
2 園には、保育士が児童虐待を早期に発見するためのマニュアルが備わっている		
3 保育士全員が、虐待の早期発見のために気をつけなければならない子どもや親のサインや特徴を十分に理解している		
4 保育士が虐待の疑われる子どもを発見した時、その保育士は情報を全職員に伝達する決まりがある		
5 ある保育士が虐待の疑われる子どもがいると報告した時、その子どもに関係する職員全員で観察し、話し合いの機会をもつように決まっている		
<b>II. 通告(<math>\alpha=.82</math>)</b>	2.70	.80
6 全職員が、児童虐待の早期発見、通告、そして通告後の対応の仕方を学ぶ研修をじゅうぶんに受けている		
7 虐待が疑われる子どもを発見した場合、連絡すべき地域資源(児童委員)や専門機関の電話番号などがどの職員にもすぐわかるようになっている		
10 虐待の疑われる子どもを専門機関に通告する際に、どのような情報を集めておけばよいのかを記したマニュアルが園に備わっている		
11 虐待かどうか疑わしい子どもであっても、専門機関に連絡するような体制が園にある		
<b>III. 他機関との連携と園体制の強化(<math>\alpha=.81</math>)</b>	2.94	.77
8 園では、児童虐待問題に対して、保育士が重要な役割を果たしているという意識(志気)を高める取り組みがじゅうぶんになされている		
9 園において、児童虐待問題についての勉強会や研修会が開催されている		
13 園は、虐待に関するネットワーク会議(学校、保健センター、園など関係する諸機関が参加)に積極的に参加するようになっている		
14 園は、専門機関から在籍する園児に対しての虐待調査の依頼がきてもじゅうぶんに対応できる体制にある		

表9. 保育者が認知する園全体の対応体制(虐待以外)【11】

項目内容	評定平均値	標準偏差
<b>I. 障害児保育体制(<math>\alpha=.89</math>)</b>	3.50	.83
1 保育士に対して、障害児保育に関する研修がじゅうぶんになされている		
2 障害児保育では、担任ひとりに任せるのではなく保育士みんなで取り組む体制がある		
3 障害児保育にあたって、必要な時には園外の専門機関から支援を受ける体制が園内にある		
4 保育士全員に、障害児保育では園外の専門機関と連携しながら保育することが徹底されている		
5 障害児保育では、障害児を担当する保育士がいつでも相談できたり指導を受けたりする体制が園内にある		
<b>II. 不審者・DV対策(<math>\alpha=.83</math>)</b>	3.23	.67
6 園内に不審者が侵入してきた場合、どう対応すべきか保育士一人一人がじゅうぶんに把握している		
7 近辺に不審者が出没したという情報を耳にしたとき、園全体でどう対応するか保育士一人一人が把握している		
8 迎えに来た母親に、殴られたアザなどを見つけた場合、保育士としてどう対応するか保育士全員が把握している		
9 不審者対策や配偶者暴力への対応について、保育士はじゅうぶんな研修を受けている		
<b>III. 保育者による体罰防止(<math>\alpha=.64</math>)</b>	3.48	.65
10 保育士全員に、園児に対していかなる体罰も用いないことが徹底されている		
11 保育士による園児への体罰を防ぐために、誰からもよく見えるように保育施設は開放的になっている		
12 保育士が体罰によらない保育方法を学ぶ機会(研修など)がじゅうぶんにある		
<b>IV. 親への対応体制(<math>\alpha=.81</math>)</b>	3.44	.62
13 園には、親と定期的に話し合う懇談・相談の機会や場所がじゅうぶんにある		
14 園は、親や地域に対して、子育てや発達に関する講演会、講習会を定期的に行っている		
15 保育士全員に、日頃から親に声かけをして積極的に話しかけるという意識がある		
16 保育士全員が、親との信頼関係作りや相談の応じ方についての研修をじゅうぶんに受けている		
17 園は親に対して、日頃から保育方針や保育内容を伝えるような努力を行っている		
18 園は親に対して、子ども理解のための知識や技術(外部の相談・専門機関の情報なども含む)を知らせる努力を行っている		
<b>V. 園内連携体制(<math>\alpha=.70</math>)</b>	3.61	.64
19 園は、園の中で生じた問題、子どもや親のことを話し合う会議や事例検討会を定期的に行っている		
20 園内での会議や事例検討会では、保育士の経験年数に関係なく誰でも自由に意見を述べることができる		
21 園には、外部研修を受けた人が他の保育士全員に研修内容を伝えるような体制がある		
22 園で生じる問題(たとえば発達障害、被虐待など)にあわせて、どのような専門的支援を受けられるか保育士全員が熟知している		

# 厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)

## (分担)研究報告書

### 保育園での被虐待児の発見と通告および通告後の対応に関する 自己効力感尺度の開発

分担研究者 笠原正洋<sup>1)</sup> 加藤和生<sup>2)</sup> 丸野俊一<sup>2)</sup>

1) 中村学園大学人間発達学部

2) 九州大学大学院人間環境学研究院

#### 研究要旨

(1) 児童虐待対応を適切に行えることができるという保育士の認知を測定する児童虐待対応自己効力感尺度 14 項目を開発した。(2) 保育士 407 名を対象に調査を行い、児童虐待対応自己効力感尺度が「通告後対応自己効力感」「発見自己効力感」「園内連絡自己効力感」の3つの下位尺度から構成されていることがわかった。(3) 本尺度と保育者効力感尺度、バーンアウト尺度、うつ尺度との相関が認められ、基準関連妥当性が確認された。(4) 虐待認識および通告率との関連から、本尺度の構成概念妥当性が確認された。

#### I. 問題と目的

子どもとかかわる機会の多い専門家は虐待の疑われた子どもすべてを専門機関に通告するわけではなく、虐待を疑いつつも未通告のままになってしまうことがある。これまで児童虐待の通告あるいは未通告について数多くの研究が蓄積されてきた。その多くは、虐待通告を課せられた専門職の通告行動や通告意図がいかに関定されているのかその要因を明らかにする研究であった。具体的には、心理臨床の専門家(Brosig & Kalichman, 1992)、警察官(Wills & Wells, 1988)、医者(Flaherty & Sege, 2005; Warner & Hansen, 1994)などである。

本研究では、児童虐待の通告意図や通告行動と関連するものとして、保育者の児童虐待対応自己効力感に着目し、その測定尺度の開発を試みた。保育者の児童虐待対応自己効力感とは、保育者が虐待対応を求められる場面で要求される行動を効果的に遂行できる可能性の認知のことである。

このような児童虐待対応自己効力感を取り上げ、その尺度を開発する理由は以下の通りである。

児童虐待の増加に伴い、子どもとかかわる保育所や幼稚園、施設また学校において、児童虐待対応能力の育成に対する関心が高まり、数多くの研修や訓練がなされている。しかし、そのような研修や訓練のプログラム内容に関して、それがどのような側面にいかなる効果を持つのか十分な評価がなされていない。今後、児童虐待が増加していくとともに専門職に対する研修が増えてくると予想される。そのため、研修や訓練の効果を適切に測定する尺度の必要性が増してくるだろう。

これまで虐待の(未)通告については、「専門機関に通告すると思うか」という通告意図として、あるいは何回通告したことがあるかという実際の通告行動の頻度や通告経験として検討されてきた。しかし、意図や経験が問われるのは、児童虐待の事例に直面している状況においてである。保育者の適切な虐待対応行動を研修などで育成することを考慮

するならば、虐待事例が発生していない場面においても利用でき自らの状態を評価できるような認知、すなわち「虐待対応を適切に行える」という認知を問題にしたほうがより活用範囲が広がると思われる。

また、新たに児童虐待対応自己効力感という構成概念を導入することによって、行動変容のプロセスをより詳細に説明することが可能となる。坂野(2002)によれば、セルフ・エフィカシーが変化すると、それに伴ってさまざまな行動の変容が生じることが示されている。すなわちセルフ・エフィカシーが変化することによって、実際に行動変容が可能であるということは、セルフ・エフィカシーの操作が問題改善に向けた臨床技法として有効であることを示唆するという。このように自己効力感をとらえるならば、保育者の児童虐待対応での自己効力感を明確に測定できるようになることによって、その自己効力感を規定する諸要因を解明することが可能となる。そして保育者の自己効力感を変化させることによって、保育者の虐待対応行動を変化させることにつながっていくと考えられる。

これまで自己効力感という観点から、児童虐待の対応行動、特に虐待通告意図への影響を検討した研究はない。唯一、Feng & Levine (2005)、Feng & Wu (2005)は、Ajzen(1991)の the planned behavior theory に基づき看護師らの通告意図に及ぼす要因の一つとして、知覚された統制感 perceived behavior control の影響を検討している。そこでは効力感という言葉は用いられていないが、知覚された統制感を、通告計画を実行する能力における自信と定義し、それを測定する尺度項目8項目を作成し検討した。しかし、知覚された統制感を測定する8項目の尺度構成の仕方が記述されていないため、それが児童虐待対応のどのような統制感を測定しているのか不明であり、児童虐待対応の領域を適切に反映しているかどうか不明である。しかも、調査結果は通告意図への影響の度合いが低いものとなっていた。

以上をふまえて、本研究では保育場面における保育者の児童虐待対応における自己効力感を測

定するため、①児童虐待対応自己効力感尺度を開発する。そして②その尺度の信頼性や基準関連妥当性を検討する。基準関連妥当性を検討するために、本研究では保育場面での全般的な自己効力感と、虐待対応という特定の場面における児童虐待対応自己効力感とがどの程度関係しているか検討する。保育自己効力感とは、保育場面において全体的な肯定的自己評価を意味し、保育職としての働きがいと有意に関連することが確認されている(齊藤, 2002)。したがって、この保育者効力感が保育全体についての効力感の認知を意味するため、保育の1領域である虐待対応の自己効力感と正の相関があると予想される。あわせて、児童虐待対応自己効力感が保育全般の肯定的評価に影響されているのなら、保育者の精神的健康状態もよいと予想されるため、たとえば燃え尽きやうつなどの否定的精神状態の指標とは負の相関関係にあるだろう。

次に、本研究では、構成概念妥当性を検討するために、虐待認識と通告率との関連を明らかにする。児童虐待対応自己効力感の高い保育者が児童虐待を適切に発見することができるという自己認知をもつ場合、多様な家族状況やさまざまな子どもの状態から児童虐待の特徴やサインを見つけることができるという認知をもっていると考えられる。つまり、身体的な外傷のみを児童虐待と認識するように虐待の定義を狭くとらえ偏った認識を持つのではなく、家族や子どもの多様性に応じて、柔軟に、かつ敏感にとらえる必要があるだろう。そのため、児童虐待エピソードを示すヴィネットを評価する際、重症度が軽度あるいは身体的な外傷を示さないネグレクトや心理的虐待をより「虐策」と認識する可能性があると予測される。そこで本研究では児童虐待対応自己効力感とヴィネットを用いた虐待委任式の程度には正の相関があるという仮説を検討する。

さらに児童虐待対応自己効力感が高い保育者は、これまでの保育経験の中で実際に虐待の疑われる子どもを通告していると予想される。つまり、児童虐待の疑われる子どもを専門機関に通告し、親

とも適切な関係作りを通して援助することができるという認知が高いほど、通告していると考えられる。そこで本研究では、King, Reece, Bendel, & Patel(1998)の研究で用いられた通告率、すなわち保育者がそれまでの保育経験の中で何人ぐらい虐待の疑われる子どもを担当したか、そしてその中で実際に専門機関に虐待通告を行ったのは何人であるか回答を求め、通告数を担当経験数で除した数値との関連を検討する。

## II. 方法

### 1. 調査対象者

421名の保育者から回答を得た(回収率42.1%)。回答率90%未満の調査票は分析から除外した。その結果、407名の調査票が分析対象となった(有効回答率40.7%)。

回答者の年齢分布を見ると、40歳以上の保育士が126名と一番多く、次に26～30歳が104名となっている。保育職の平均経験年数も12年9カ月(SD=8.6)となっており、今回、分析対象にした保育士は、中堅からベテランの保育士であると考えられた。

回答した保育士が担当しているクラスに大きな偏りはなかった。設置主体を見ると社会福祉法人が308名、宗教法人が1名の計309名(75.9%)が民間の保育所である。市町村立80名、社団法人5名、財団法人5名の計90名(22.1%)が公立かそれに準ずるものと考えられる。

### 2. 質問紙の構成

#### (1)フェイスシート

保育者個人の情報と勤務園の情報について回答を求めた。保育者個人の情報としては、①性別、②年齢、③雇用状態、④保育者としての経験年月、⑤現在の担当クラスと担当人数、⑥クラス担任の数(非常勤数)である。勤務園の情報としては、①園児定員、②現在の園児数、③職員数、④設置主体。

#### (2)児童虐待対応自己効力感尺度の作成

児童虐待対応を、発見、通告、通告後の対応と

いう3段階に分類し、その段階毎にその行動を遂行できるという認知を測定する尺度14項目を新たに作成した(表2-1)。

(3)虐待対応自己効力感尺度の基準関連妥当性検証のために用いた要因

虐待対応自己効力感の高い保育者は、通常の保育業務に関する効力感も高く、精神状態も適応的であると考えられるため、以下の尺度との相関が予想される。

#### ①保育者効力感尺度

齋藤(2000)が作成し、妥当性と信頼性が検証されている保育者効力感尺度6項目を利用した。その6項目とは、「どの年齢の担任になっても、うまくやっていけると思う」「私のクラスに子ども同士のトラブルがあったとしても、うまく対処できると思う」、「親からの信頼を得ることができると思う」、「子どもの状態が不安定なときにも、適切な対応ができると思う」、「クラス全体に目を向け、集団への配慮もじゅうぶんできると思う」、「一人一人の子どもに、適切な遊びの指導や援助を行えると思う」である。

#### ②バーンアウト尺度

伊藤(2000)が用いた小学校教師用のバーンアウト尺度を保育士用に表現を修正して利用した。消耗感因子、個人的達成の減退という2つの因子から各5項目ずつ利用した。

#### ③うつ尺度

SDS(Zungの自己評価式抑うつ尺度)を利用した。

(4)虐待対応自己効力感尺度の構成概念妥当性検証のための尺度

#### ①虐待認識傾向

加藤・笠原・後藤・小林・岡嶋・中尾・小田部・丹羽・大黒(2005)の調査で用いられた多重性虐待尺度項目のうち重症度が軽度であると考えられる項目および2004年法改正により新たに心理的虐待として規定されたDVへの暴露の項目など計15項目を利用した。5件法による評定を求めた。評定尺度は以下の通りである。0:しつけ(の範囲内)である、1:どちらかというとしつけ、2:どちらかという軽度の虐待、3:中度の虐待、4:重度の虐待。

個人差の観点からいえば、この虐待と認識する傾向の評定値が高い保育士ほど虐待認識の閾値が低いと考えられる。

#### ②通告率(LRP: lifetime reporting proportion)

通告経験数を虐待の疑われた子ども数で除した数値(King, et al., 1998)を利用した。

### 3. 調査の実施手続き

調査は2006年1月～2月にかけて実施された。具体的実施手続きは以下の通りである。

#### ①保育園への調査票の郵送

②施設長から保育士への調査票の配付(施設長には配付手続きを詳細に説明する文書を添付)。

③保育士による調査票の回答と調査票の返送。保育士には園を経由せず直接、投函してもらった(宛名印刷済み、郵送料不要の返信用封筒を利用)。

## Ⅲ. 結果と考察

### 1. 尺度の整理

分析に先立って、尺度項目の整理、確認を行った。①保育者効力感尺度(齋藤, 2000)は1因子性が確認され $\alpha$ 係数も問題はなかった(.82)。評定平均値を分析に用いた。②バーンアウト尺度(伊藤, 2000)を因子分析した結果、2因子が得られた(表 2-2 参照)。第1因子は「消耗感」因子( $\alpha=.81$ )、第2因子は「達成感の減退」因子( $\alpha=.74$ )と命名した。各因子を構成する項目の評定平均値を分析に利用した。③うつ尺度(SDS)全体の $\alpha$ 係数は、.81 だった。その評定平均値を分析に利用した。

### 2. 児童虐待対応自己効力感尺度得点の分布

児童虐待対応自己効力感尺度の得点範囲の下限は14点、上限は70点、中央値42点である。図1には、調査対象者全体の得点分布を示している。この得点分布の平均値は、40.5点である。得点分布における歪度は-1.46、尖度は.268 だった。したがって歪度、尖度ともに1に達していないことから、尺度得点の分布は正規分布に近似していることを示している。

### 3. 児童虐待対応自己効力感尺度

児童虐待対応自己効力感尺度 14 項目に対して因子分析を行った(重みづけのない最小2乗法、プロマックス回転)。その結果、3因子が抽出された(表 2-1)。第1因子には、「専門機関へ通告するにあたって、専門機関へ状況をうまく説明することができると思う」「専門機関へ通告したとき、専門機関からの問い合わせにうまく応答したり説明することができると思う」「子どもが虐待を受けていると専門機関に通告された親が、園にかなり強いクレームを言ってきても、保育士としてうまく対応できると思う」「専門機関に通告した後、その親ともうまく信頼関係を作っていくことができると思う」などのように、通告した時に専門機関の専門家と適切に対応できるという自己効力感と、通告後の親との対応を適切に行うことができるという自己効力感を反映する項目から成り立っていた。そのためこの因子を、専門機関への通告及び通告後の親対応に関する2つの種類の自己効力感を含んでいるため、「通告後対応自己効力感」と命名した。第2因子は、「虐待を受けた子どもがどのような状態になるのか、その特徴やサインについてじゅうぶんに理解している」「虐待を適切に発見できる自信がある」「虐待かそうでないかを正しく判断できる自信がある」「児童虐待に関する法律についてじゅうぶんな知識を持っている」の4項目からなり、虐待を発見することができるという自己認知を反映していると考えられた。そこでこの因子を「虐待発見自己効力感」と命名した。第3因子は2項目から成り立っているため、厳密には因子を構成するとは言い難いが園内の連絡を行えるという効力感を示しているため、園内連絡自己効力感と命名し、予備的に検討を加えるに留める。

第1因子と第2因子の内的整合性を Cronbach の $\alpha$ 係数により確認した。通告後対応自己効力感尺度( $\alpha=.85$ )、虐待発見自己効力感尺度( $\alpha=.84$ )が得られ信頼性が確認された。

### 4. 児童虐待対応自己効力感尺度の基準関連妥当性の検証

保育士の児童虐待対応自己効力感尺度の基準

関連妥当性を検討するために、保育者効力感(齊藤, 2000)およびバーンアウト尺度(伊藤, 2000), うつ尺度との関係について検討した。表 2-3 に結果を提示する。予想されたように、虐待対応自己効力感尺度と保育者効力感との間には正の相関が確認された。「通告後対応自己効力感尺度」( $r=.437, p<.001$ ), 「発見自己効力感尺度」( $r=.340, p<.001$ ), 「園内連絡自己効力感尺度」( $r=.255, p<.001$ )において中程度の相関が得られた。また、保育者の精神的健康尺度との関連を検討したところ、バーンアウト尺度の下位尺度である「消耗感」と「園内連絡自己効力感」因子との相関( $r=-.061, ns.$ )と「発見自己効力感」と「うつ」との相関( $r=-.090, ns.$ )が認められなかったが、その他は予測を支持する結果が得られた。

#### 5. 児童虐待対応自己効力感尺度の構成概念妥当性の検証

児童虐待対応自己効力感尺度の構成概念妥当性を検討するために、虐待認識傾向との相関を求めた(表 2-4)。その結果、「通告後自己効力感」( $r=.121, p<.05$ ), 「発見自己効力感」( $r=.113, p<.05$ ), 「園内連絡自己効力感」( $r=.141, p<.01$ )のように有意な相関が得られた。低い相関係数ではあるが、予測は支持されたと考えられる。

次に、通告率との関連を検討した。被虐待児がいないと回答した保育士の割合は 49.8%( $n=201$ ), 虐待を疑い一人でも通告した保育士の割合は 12.8%( $n=52$ ), 虐待を疑いながら通告しなかった経験を持つ保育士は 25.3%( $n=103$ )だった(無回答 12.5%,  $n=51$ )。通告率(LRP: lifetime reporting proportion, 通告数÷虐待を疑った子ども数)は、0.24 だった。この中で、無回答と「いない」と回答した保育士をのぞく 155 名の通告率と児童虐待対応自己効力感尺度との相関を求めた。その結果、「通告後自己効力感」( $r=.387, p<.001$ ), 「発見自己効力感」( $r=.333, p<.001$ )では中程度の相関が確認され、「園内連絡自己効力感」( $r=.144, p<.10$ )では有意傾向が示された。以上より、児童虐待対応自己効力感尺度の構成概念妥当性は確認された。

#### 本研究のまとめ

- (1) 児童虐待対応を適切に行えることができるという保育士の認知を測定する児童虐待対応自己効力感尺度 14 項目を開発した。
- (2) 保育士 407 名を対象に調査を行い、児童虐待対応自己効力感尺度が「通告後対応自己効力感」「発見自己効力感」「園内連絡自己効力感」の3つの下位尺度から構成されていることがわかった。
- (3) 本尺度と保育者効力感尺度、バーンアウト尺度、うつ尺度との相関が認められ、基準関連妥当性が確認された。
- (4) 虐待認識および通告率との関連から、本尺度の構成概念妥当性が確認された。

#### 引用文献

- Ajzen, J. (1991). The theory of planned behavior. *Organizational Behavior and Human Decision Making*, 50, 179-211.
- Brosig, C. L., & Kalichman, S. C. (1992). Clinicians' reporting of suspected child abuse: A review of the empirical literature. *Clinical Psychological Review*, 12, 155-168.
- Feng, J. Y., & Levine, M. (2005). Factors associated with nurses' intention to report child abuse: A national survey of Taiwanese nurses. *Child Abuse & Neglect*, 29, 783-795.
- Feng, J. Y., & Wu, Y. W. B. (2005). Nurses' intention to report child abuse in Taiwan: A test of the theory of planned behavior. *Research in Nursing & Health*, 28, 337-347.
- Flaherty, E. G. & Sege, R. (2005). Barriers to physician identification and reporting of child abuse. *Pediatric Annals*, 34(5), 349-356.
- 伊藤美奈子. (2000). 教師のバーンアウト傾向を規定する諸要因に関する探索手危険球—経験年数・教育観タイプに注目して—.

- 教育心理学研究, 48, 12-20.
- 笠原正洋・加藤和生. (2005). 保育園の保育士は潜在する被虐待児を発見し通告できているのだろうか? 「潜在的児童虐待被害」の実態解明とそれが心に及ぼす影響に関する理論的・実証的研究 (平成 13-15 年度科学研究費補助金基盤研究(B)(2)) 研究成果報告書, 121-128.
- 笠原正洋・加藤和生. (2004). 親による園児虐待への対応に対する保育士の抱える不安と園の対策の実態. *中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要*, 36, 33-42.
- King, G., Reece, R., Bendel, R., & Patel, V. (1998). The effects of sociodemographic variables, training, and attitudes on the lifetime reporting practices of mandated reporters. *Child Maltreatment*, 3(3), 276-283.
- 加藤和生・笠原正洋・後藤晶子・小林美緒・岡嶋美代・中尾達馬・小田部貴子・丹羽空・大黒剛. (2005). 専門性の異なる職種における子どもへの虐待的行為の認知の比較. 「潜在的児童虐待被害」の実態解明とそれが心に及ぼす影響に関する理論的・実証的研究 (平成 13-15 年度科学研究費補助金基盤研究(B)(2)) 研究成果報告書, 87-117.
- 齋藤友介. (2000). 保育士の働きがいと及ぼす保育者効力の影響. *保育学研究*, 38, 26-32.
- 坂野雄二. (2002). 人間行動とセルフ・エフィカシー. *セルフ・エフィカシーの臨床心理学* (坂野雄二・前田基成. 編著), 2-11, 北大路書房.
- Warner, J. E., & Hansen, D. J. (1994). The identification and reporting of physical abuse by physicians: A review and implications for research. *Child Abuse & Neglect*, 18, 11-25.
- Wills, C. L., & Wells, R. H. (1988). The police and child abuse: An analysis of police decisions to report illegal behavior. *Criminology*, 26(4), 695-716.

表1. 虐待の発見、通告および対応に関する自信尺度

項目	内容	F1	F2	F3
<b>I. 通告後対応自己効力感(<math>\alpha = .85</math>)</b>				
10	専門機関へ通告するにあたって、専門機関へ状況をうまく説明することができると思う	.862		
11	専門機関へ通告したとき、専門機関からの問い合わせにうまく応答したり説明することができると思う	.833		
14	子どもが虐待を受けていると専門機関に通告された親が、園にかなり強いクレームを言ってきたときも、保育士としてうまく対応できると思う	.719		
12	専門機関に通告した後、その親ともうまく信頼関係を作っていくことができると思う	.673		
9	専門機関へ通告するにあたって、あらかじめどのような情報をつかんでおけばよいかわかっている	.584		
13	虐待を受けていた子どもの心の傷を少しでも和らげてあげられる方法・技術をもっている	.503		
8	児童虐待を発見した場合、どこに電話をしたらよいかわかっている	.378		
7	虐待が疑われる子どもに気づいたら、たとえ同僚や上司がそれを否定したとしても、直接、専門機関に通告することができる	.315		
<b>II. 虐待発見自己効力感(<math>\alpha = .84</math>)</b>				
3	虐待を受けた子どもがどのような状態になるのか、その特徴やサインについてじゅうぶんに理解している	.815		
2	虐待を適切に発見できる自信がある	.772		
4	虐待かそうでないかを正しく判断できる自信がある	.743		
1	児童虐待に関する法律についてじゅうぶんな知識を持っている	.651		
<b>III. 園内連絡自己効力感</b>				
5	虐待が疑われる子どもに気づいたら、躊躇(ちゅうちよ)せず、他の保育士たちに報告することができる			.888
6	虐待が疑われる子どもに気づいたら、たとえ同僚がそれを否定したとしても、躊躇せず、直接、上司に報告することができる			.739
因子相関行列				
		F1	F2	F3
		.609		
		.386	.247	

表2. ハーンアウト尺度項目の因子分析結果【12】

項目内容	F1	F2
<b>I. 消耗感(<math>\alpha=.81</math>)</b>		
1 私は、同僚や園児の顔を見るのもいやになることがある	.747	
21 私は、出勤前、職場に出るのが嫌になって家にいたいと思うことがある	.746	
6 私は、同僚や園児と何も話したくないと思うことがある	.698	
11 私は、「こんな仕事、もう辞めたい」と思うことがある	.676	
16 私は、仕事のために心にゆとりがなくなったと感じることがある	.598	
<b>II. 達成感の減退(<math>\alpha=.74</math>)</b>		
2 仕事が楽しくて、知らないうちに時間が過ぎることがある(-)		.690
12 私は、我を忘れるほど仕事に熱中することがある(-)		.616
7 私は、今の仕事に心から喜びを感じることをある(-)		.589
17 仕事を終えてきょうは気持ちのよい日だったと思うことがある(-)		.541
22 私は、この仕事は私の性分にあっているとと思うことがある(-)		.501
因子相関行列	F2	.600

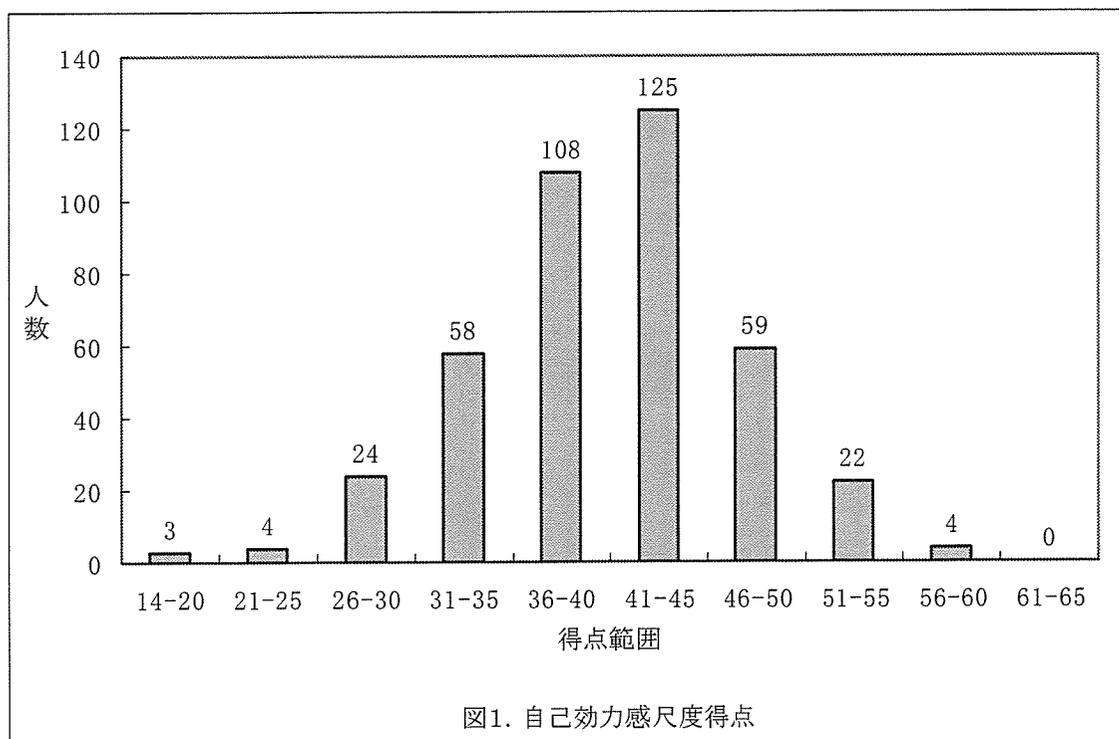


表3. 虐待対応自己効力感尺度と保育効力感、バーンアウト、抑うつとの単純相関( $n=407$ )

	保育者効力感	消耗感	達成減退	うつ
自己効力感 通告対応	.437 ***	-.236 ***	-.210 ***	-.210 ***
発見	.340 ***	-.136 **	-.197 ***	-.090 †
園内連絡	.255 ***	-.061	-.216 ***	-.133 **

† $p < .10$ . \* $p < .05$ . \*\* $p < .01$ . \*\*\* $p < .001$

表4. 虐待対応自己効力感尺度と虐待認識, 通告率との単純相関

	虐待認識 ( $n=407$ )	通告率 ( $n=155$ )
自己効力感 通告対応	.121 *	.387 ***
発見	.113 *	.333 ***
園内連絡	.141 **	.144 †

† $p < .10$ , \* $p < .05$ , \*\* $p < .01$ , \*\*\* $p < .001$

# 厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)

## (分担)研究報告書

### 保育士の児童虐待対応自己効力感を規定する要因の検討

分担研究者 笠原正洋<sup>1)</sup> 加藤和生<sup>2)</sup> 丸野俊一<sup>2)</sup>

1) 中村学園大学人間発達学部

2) 九州大学大学院人間環境学研究院

#### 研究要旨

保育士 407 名に対する調査から、保育士による児童虐待対応自己効力感を規定する要因に対して検討を行った。本研究から以下の結果が得られた。(1)児童虐待の発見に関する自己効力感は、園内の虐待対応体制の下位尺度である「通告体制」や虐待通告に関する手続きに関する知識と虐待認識によって規定されていた。また通告や専門機関に対する態度の下位尺度である「専門性不安」は有意に自己効力感を低めていた。(2) 児童虐待を通告し親や子どもへ適切に対応できるという自己効力は、園内の虐待対応体制の下位尺度である「通告体制」、また通告や専門機関に対する態度の下位尺度である「呼応性不安」と「予期不安」によって規定されていた。(3) 園内で虐待を疑われる子どもや家族を他の保育士や上司と適切にコミュニケーションできるという効力感は、児童虐待以外での園内体制の下位尺度である「障害児保育体制」と「親対応体制」、また、虐待認識、通告や専門機関に対する態度の下位尺度である「不全感」によって規定されていた。(4)以上の結果より、児童虐待対応自己効力感の下位尺度毎に規定されている要因は異なっていたが、保育士個人要因である知識や虐待に関する感受性、また通告や専門機関に対する態度変数、状況(組織)要因としての園内体制を教育研修により整備していくことが今後必要になるだろう。

#### I. 問題と目的

児童虐待の増加に伴い、子どもとかわる機会の多い保育所や幼稚園、施設また学校において、児童虐待対応能力の育成に対する関心が高まっており、研修や訓練が行われるようになってきた。しかし、そのような研修や訓練のプログラム内容がどのような側面にいかなる効果を持つのか十分な評価がなされていない。今後、児童虐待が増加していくとともに専門職に対する研修が増えてくると予想される。そのため、研修や訓練の内容を評価すると同時に、研修の効果を適切に測定する尺度を開発する必要がある。

このような問題意識の下に、笠原・加藤(2007)は、保育士が保育場面における児童虐待対応の自己

効力感を測定する尺度を開発した。保育者の児童虐待対応自己効力感とは、保育者が虐待対応を求められる場面で要求される行動を効果的に遂行できる可能性の認知のことである。この自己効力感は、虐待通告対応に関する自己効力感と虐待発見の自己効力感、園内連絡の自己効力感という3つの下位尺度から成り立っている。保育者効力感やバーンアウト、うつなどとの関連が示され基準関連妥当性が確認されるとともに、虐待認識や実際の通告率との関連も示され、構成概念妥当性も確認されている。

では、このような児童虐待対応自己効力感は何によって規定されているのだろうか。規定因が明らかになれば、それに関わる内容を研修や教育訓練

を通して、保育士の児童虐待対応の自己効力感をより強めることが可能となるだろう。すなわち、今後の研修や教育訓練のあり方に対する示唆をもたらすだろう。本研究では、保育士の抱く児童虐待対応自己効力感に影響する諸要因について検討を行った。検討した要因は、児童虐待防止等に関する法律の理念や通告先や通告手続きに関する知識、虐待と認識する傾向、通告や通告先である専門機関に対する態度、児童虐待問題に対する園全体の対応体制、児童虐待問題以外の対応体制である。

## II. 方法

### 1. 調査対象者

421名の保育者から回答を得た(回収率42.1%)。回答率90%未満の調査票は分析から除外した。その結果、407名の調査票が分析対象となった(有効回答率40.7%)。

回答者の年齢分布を見ると、40歳以上の保育士が126名と一番多く、次に26～30歳が104名となっている。保育職の平均経験年数も12年9カ月( $SD=8.6$ )となっており、今回、分析対象にした保育士は、中堅からベテランの保育士であると考えられた。

回答した保育士が担当しているクラスに大きな偏りはなかった。設置主体を見ると社会福祉法人が308名、宗教法人が1名の計309名(75.9%)が民間の保育所である。市町村立80名、社団法人5名、財団法人5名の計90名(22.1%)が公立かそれに準ずるものと考えられる。

### 2. 質問紙の構成

#### (1)フェイスシート

保育者個人の情報と勤務園の情報について回答を求めた。保育者個人の情報としては、①性別、②年齢、③雇用状態、④保育者としての経験年月、⑤現在の担当クラスと担当人数、⑥クラス担任の数(非常勤数)である。勤務園の情報としては、①園児定員、②現在の園児数、③職員数、④設置主体。

#### (2)児童虐待対応自己効力感尺度

児童虐待対応を、発見、通告、通告後の対応という3段階に分類し、その段階毎にその行動を遂行できるという認知を測定する尺度14項目である。これは信頼性、妥当性ともに検証されている。

#### (3)自己効力感尺度の規程因の検討

自己効力感尺度の規程因を検討するために以下の尺度を利用した。

##### ①虐待関連の法律や指針に関する知識

児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律および保育所保育指針の中から、児童虐待問題に対する法の理念、保育者や学校教員の役割や義務、また通告先や通告手続きに関する文章を抽出し、それを問題文(○×式)に作成した。問題文は、法に規定された手続きに関する問題と、法の理念に関する内容を問う問題との2つに大きく分類される。

##### ②虐待と認識する傾向

加藤・小林・小田部・笠原(2005)の調査で用いられた多重性虐待尺度項目のうち重症度が軽度であると考えられる項目および2004年法改正により新たに心理的虐待として規定されたDVへの暴露の項目など計15項目を利用した。5件法による評定を求めた。評定尺度は以下の通りである。0:しつけ(の範囲内)である、1:どちらかというとしつけ、2:どちらかという軽度の虐待、3:中度の虐待、4:重度の虐待。

個人差の観点からいえば、この虐待と認識する傾向の評定値が高い保育士ほど虐待認識の閾値が低いと考えられる。

##### ③通告に対する不安や専門機関に対する態度

通告に対する不安や専門機関として通告先の一つである児童相談所に対する態度項目を作成した。笠原・加藤(2004)による保育士への自由記述調査において、保育士が専門機関に抱く態度について述べた内容から19項目作成した。通告にあたって聴いてくれないかもしれないという応答性不安、通告しても何もしてくれない、変わらないという不全感、うまく対応してくれないという専門的対応への不安感という側面から項目を作成した。評定尺度は、1: